

第7回地域まちづくりのあり方検討会会議録

日 時	令和5年7月20日（木） 13:55～16:42
場 所	宮崎市民プラザ
協議事項	地域まちづくりに係る行政支援のあり方
出席者	検討会委員：13名 事務局：地域振興部長、地域コミュニティ課長、地域まちづくり推進室長、地域コミュニティ課職員

< 内容 >

1 協議事項（委員：○ 事務局：→）

(1) 地域と行政の役割分担

- 現在の仕組みがスタートし、自治会の役割も大きく変わったと考えている。これまで自治会単位の小さな活動が、みんなで協力して、地域全体のことに取り組む大きな活動になっている。これは、とても意味があるものである。
- 現在、地域まちづくりのあり方を検討しているが、4～5年前のコロナ禍前の状況を思い出しながら検討する必要がある。
- 地区社会福祉協議会は、現在のまちづくりの仕組みができる前までは単独で活動をしていたが、仕組みができてからは、地域まちづくり推進委員会と一緒に活動をしている。今では、共催して実施する事業も非常に増えているが、自治会は、両組織に関わっているので、活動の整理は必要であると思う。
- 資料8ページの部分で、実践組織と行政の間に地域協議会の機能を入れると分かりやすいのではないか。また、地域協議会を通して、地域まちづくり推進委員会に依頼があるケースもあると思う。
- 単位自治会と地域まちづくり推進委員会の間に縦線を入れて役割を分けているが、明確に役割を分けることはできないので、この線はない方がいい。地域によっては、単位自治会と地域まちづくり推進委員会が一体となって取り組まれているところもある。（例：災害の備え等）完全に役割を分けることはできないと思う。
- 資料7ページでは、「自助」「互助」「共助」「公助」と整理されている。例えば、避難行動要支援者の名簿作成は、自治会や地域団体、行政が協力して作成している。どこかが欠けると、うまくいかないのでは、お互いが補完して取り組む必要がある。
- 一般的には単位自治会の活動が弱まると、地域まちづくり推進委員会のような連合組織が補完しながら取り組むことになる。宮崎市の地域まちづくりの歴史の中で、地域協議会が地域のことを協議し、地域まちづくり推進委員会が自治会等の地域団体の協力を得ながら活動してきた。資料の8ページで取組の例示があるが、ここに記載されていない事業や地域協議会や地域まちづくり推進委員会等で必要性について議論されているような事業があるとすれば、その取組について、どこがどう補完していくのかも考える必要がある。あとで議論されることになると思うが、事業提案制度（チャレンジ制度）も補完する仕組みとして活用されることも考えられる。
- 資料7ページで「互助」と「共助」が分けられているが、宮崎市ではどのような整理となっているのか。「互助」「共助」は、厚生労働省が取り入れた考え方であったと思う。
- 「共助」には地域協議会を位置付けているが、地域協議会は行政の附属機関であり、地域のまちづくりの協議や団体等の調整を行う住民組織でもある。行政の附属機関としての公的機能もあるため、「共助」に位置付けている。
- 「互助」については、地縁型やテーマ型等の団体と、地域の多様な主体が協働して取り組む地域

まちづくり推進委員会の2つに区分して、整理している。

- 市民活動推進基本方針ができた当時、「自助」「互助」「公助」からスタートし、途中から「共助」が加わったと記憶している。厚生労働省では、地域包括ケアシステムの構築にあたり「共助」を位置付けている。地域協議会が行政の附属機関であることから「共助」に位置付けられたと考えている。
- 資料7・8ページに記載されている補完性の原理については、とても重要になる。役割を整理しようと思うと、どうしても縦軸での整理となる。役割分担を整理することになると、8ページに記載されていない地区社会福祉協議会や青少年育成連絡協議会、PTA、子ども会なども考えておく必要があるが、現在、解散している団体もある。そうした場合に、地域団体が助けてほしいと言えることができる受援力が大事になってくると思う。地域まちづくり推進委員会が、地域の団体を助けるといったことも出てくると考える。地域まちづくり推進委員会には、地域団体のイニシアティブをとることも期待されていると思う。
- 役割分担のあり方については、地域によっても違うし、時代によっても変わってくるものであると思う。

(2) 地域まちづくりの今後の方向性 (案) (委員：○ 事務局：→)

① 地域協議会

- 地域と行政の関係性において、課題の一つとして「地域協議会の会議の形式化」とある。行政の役割をもう少し明確にして、地域団体と連携して取り組めるようにする仕組みが必要ではないか。
- 地域協議会委員の住所要件については、地域が柔軟に対応していく必要があるのではないか。
- 地域自治区制度を廃止し見直すことになれば、地域協議会は行政の附属機関でなくなるため、地域で主体的に運営することになる。
- 地方自治法に基づく地域協議会をなくし、地域まちづくり推進委員会に内包させるになったとしても、地域の民主的な協議を発展させる形で仕組みを再構築する必要がある。
- 新しい仕組みのもとで、地域が協議機能をどう運営していくかを整理して、制度設計する必要がある。
- 地域では解決できない課題については、行政に頼らざるを得ない。その場合、行政に提案するところがどこになるのか整理する必要がある。活動交付金（地域でできることを地域で実施）と予算提案権（地域では解決が難しいことを地域が行政に提案して、行政が実施）を併用することで、整理されるのではないか。
- 資料10ページは、現状と変わらないという理解でよいか。
→協議組織と実践機能が分かれているという点では、これまでと同じである。大きく違うのは、地方自治法から外れるため、資料にある地域会議は行政の附属機関ではなくなる。
- 地域会議というものは、新しく作られるということか。
→これまでの地域協議会の役割を担うイメージである。
- 資料10ページの内容で、今後、地域に諮った場合、地域は新たに仕事が増えると思われるのではないか。これまでと同じではいけないのかという意見も出てくることが想定される。
→これまで、地域協議会は行政の附属機関であるので、地域自治区事務所が事務局としてあった。その事務について、地域が担う必要がでてくるという点では、負担が増えることになるが、地域自治区事務所は、地域をサポートしながら進めていきたいと考えている。
一体的分離型のメリットとしては、これまで地域まちづくり推進委員会の活動に際して、原則年4回の地域協議会の中で承認を得る必要があるが、一体的な組織であるので、それらの手続きが必要でなくなり、機動的な対応が可能となる。分離型については、地域のことを地域で協議するという機能を分離して運営することになる。また、地域協議会委員の住所要件もなくな

るため、幅広く人材を確保することができる。

- 資料11ページ（一体的分離型）と椎木委員の提案（一体的・分離型）は、同じなのか、違うものなのか。
→細かな運営方法等は違う部分もあるが、地域まちづくり推進委員会に協議機能を内包させるという点では同じ考え方である。
- 検討会としては、資料10ページ、資料11ページの案を出し、その後、地域が地域の運営方法を選択することになるのか。
→そのような形になると想定している。
- 地域自治区制度から離脱することになった場合、一部の地域だけ地域自治区制度を継続するということはできない。離脱する場合は全ての地域が離脱することになる。
- 協議する組織は、実践組織と一体化するのではなく、分離しておいた方がいい。分離型を原則として、一体的分離型を目指す形の方がいいのではないか。
- 分離型、一体的分離型については、それぞれに課題はあると思う。地域自治区事務所の力量も問われることになると考えている。地域で選ぶ形がいいのではないか。また、例えば、5年ごとに（定期的に）見直していことが大事になるのではないか。今、全て決めるのではなく、段階的に変えていけばいい。社会環境が変化する中では、変化を恐れず、変えていかないといけない部分もあると思う。
- 地域組織の運用については、地域間で情報共有できるような場があるといい。

② 地域まちづくり推進委員会

- 地域まちづくりの組織の二重化や重層化については、コロナ禍による影響、働き方改革など、世の中が変化していることを前提に考える必要がある。
- 地域に対する評価であるが、まちづくりへの評価については、全市的に一律でやるのではなく、地域に任せてもらった方がいい。
- 評価についてであるが、活動の原資が公金である以上は外部の視点は必要ではないか。
- 地域まちづくり推進委員会を軸とした条例等を制定する場合、地域まちづくり推進委員会を地域の代表としてどう位置付け、担保するかが大事になる。また、協議組織（役員会や運営委員会）についても位置付けや役割（意見具申権等）を明確化した方がいい。団体の民主的な運営を確立するためには、構成員の選任の方法も地域協議会の推薦委員会のように決めておく必要があるのではないか。
- 地域まちづくり推進委員会が新しく再構築される場合、新たに条例を制定することになる。地域自治区制度のもとでは、潜在化していた課題が表出するのではないか。その場合、多くの自治体は、地域自治区制度に基づかない形で地域を運営しているので、参考にした方がいい。
- 新しい地域まちづくり推進委員会となり、その組織が一体的分離型となった場合、多様な主体で構成されることが大事になる。また、協議機能をもつ組織の名前がどうなるかも大事な要素である。役員会だと役員だけになってしまうので、事務局作成資料にある地域会議という名称は、地域のことを協議する会議体としてイメージされるのでいいと思う。
- 新しい地域まちづくり推進委員会では、これまでのように地域協議会という後ろ盾がなくなるので、市長が活動交付金を使える唯一の団体として認定するような仕組み（条例）も必要になってくる。
- 新しい地域まちづくり推進委員会の構成員をどのようにするかも整理する必要がある。
- 地域協議会は、地方自治法で意見具申権が認められている。新しい地域まちづくり推進委員会となっても、意見具申権については認めていく方がいい。
- 地域まちづくり推進委員会と行政が地域施策について協定を結び、活動交付金（ソフト）と予算提案提案制度（ハード）の2本立てにしまちづくりを進める方法あるのではないか。

※予算提案制度は、地域に行政の予算枠を配分し、地域が予算枠の中で行政に対し、事業を提案するもの。自治体によって、ソフト事業だけでなくハード整備も可能となるものもある。

提案された事業は、当局が議会に提案し、議会で議論されることになる。

- チャレンジ制度については、新しいまちづくりの担い手が活躍するためにも必要であると思う。ただし、予算には限りがあるので、現在の予算上限額を前提に、工夫して実施することが必要となる。
- まちづくりは、コロナ禍で大変であったが、いい経験をしたともいえる。コロナ禍前を前提にするのではなく、このようなことも起こるということを前提にまちづくりを考えておく必要がある。そうした場合、基盤になるのは福祉の観点だと思う。地区社会福祉協議会、地域まちづくり推進委員会は地域団体であるが、事務局職員には賃金差がある。これらも地域の中では課題となっている。行政の各部局が横でつながってまちづくりを進めないと、多様な住民ニーズや課題には対応することはできない。
- 地域の多様な課題に対応するためには、多様な人材が必要である。チャレンジ制度で、まちづくりの門戸をひろげ、仲間が増えるといい。若い世代の人材の発掘育成にもつながると思う。
- 私の地域では、今年度、地域の若い人などに声をかけて、地域まちづくり推進委員会の構成員が22名から37名に増えた。人数は増えたが、新たな活動者が部会等でアイデアを出しても、予算がないということで取り入れてもらえないと聞いている。今、活動されている方に対する研修を行い、新しいことにチャレンジできたり、若い人材の意見をきいてもらえるような環境が構築できるといい。
- 地域側の人材育成をどのようにしていくかを考えていく必要がある。
- 地域まちづくり推進委員会に参画する要件として住所要件等はあるのか。また、複数の地域まちづくり推進委員会に参画することは可能か。
→地域では、規約により構成員の要件を定めている。地域内が要件であるとか、複数の地域まちづくり推進委員会に参画できないといった定めをしているところはないと思う。
- チャレンジ制度について、地域まちづくり推進委員会で完結できるようにした方がいい。行政には、申請ではなく報告で対応できるようにするとスピード感のある対応が可能となるのではないか。
- 地域まちづくり推進委員会が地域団体に委託をするような形をとれば、新たな申請は必要ないと考える。
- 地域まちづくり推進委員会から地域団体に対し、見守り等の要請がある。地域まちづくり推進委員会の構成員は仕事を持っている人も多く、事務局職員や役員が対応している。協力してくれる人を増やす必要がある。
- 地域に住む住民だけが地域の人ではないという提案は可能性を感じる。地域外の人が複数の地域を支えるということもあると思う。従来どおり、地域内で足場を固めて行う福祉の取組と、外部の人の力を借りて新しい風を起こすというような方法もあるということがわかった。一方で、活動者を支える人たちの事務負担は、大きくなるのではないかと感じている。
- 地域まちづくりの中で、人材を発掘し育成するという点で定年制を設けている地域がある。若い世代にスムーズにバトンを渡すことで、地域ニーズや課題に対し、ミスマッチを起こしにくくなる。若い世代はノウハウやスキルがないので、先輩方にサポートをいただきながら、進められると世代交代もうまくいくと思う。

③ 地域自治区事務所・公立公民館等

- 公立公民館等について、文化祭や私たちの集いなど、地域に密着したものは地域に任せてもらった方がいいと思う。
- まちづくりの区域の見直しであるが、学校区そのものの区域の見直しは難しいと思う。まちづ

くりの区域を中学校区に合わせることは可能であると思う。

- 地域自治区事務所の役割として、地域コーディネートとある。地域自治区事務所の機能としては、連絡・調整・サポートがメインになるのではないかと。人事異動がある中で、地域自治区事務所が、地域コーディネートまで行うのは、難しいと思う。
- 市の財政事情が厳しくなる中で、全ての地域に一律に事務所を配置することは難しいと思う。公立公民館等の役割を含めて、地域自治区事務所の役割、職員の配置を整理した方がいい。
- 地域によって、公立公民館等の設置の仕方が違うと思う。地域自治区事務所と一緒にいるところとそうでないところがあると思う。また、現在実施している「地域まちづくり協働事業」について、進捗がわかるものを併せて資料として提供してほしい。
- 公立公民館等の運営は地域に任せたい方がいい。例えば、公民館講座であれば、地域が運営することになれば、地域のニーズにあったものを提供できると思う。どこかの地域をモデルとして指定し、試しに運営を任せてみることも必要ではないか。
- 地域と行政をつなぎ、連絡・調整を行う地域自治区事務所の役割は、今後も重要になる。
- 地域会議のあり方であるが、地域協議会と近い形で制度設計すればスムーズにいくのではないかと。地域会議の権限も整理する必要がある。
- 地域に関連する行政の施策は、生活支援コーディネーターやスクールコーディネーターなど、コーディネートと名の付くものが多い。このようなコーディネートの役割を一つのところに集約できれば、人材の有効活用にもつながるのではないかと。
- 資料9ページに取組の方向性（案）の中で時間軸も示されている。短期的には2～3年を目標に進めればよいと考えている。地域まちづくりの施策の不断の見直しと記載されているが、制度が変わっていく中で、どのように検証を行っていくかも検討していく必要がある。
- 地方自治法に基づかない制度となった場合、どのようなメリットデメリットがあるのか。地域自治区事務所は、どのように地域に関わるのかを教えてください。
- 地方自治法に基づく場合、地域自治区事務所は必置となる。法から外れた場合は、条例で事務所の設置について定める必要がある。現在、地域協議会の事務局は地域自治区事務所が担っているが、新しい制度となった場合は、事務局機能は地域に担っていただくことで、地域の実情に応じた自立的な運営を進めることができるのではないかと考えている。
- 地方自治法から外れることによって大きくは変わらないとの説明であったが、地域まちづくり推進委員会など地域の団体が協議機能の事務的なところを担う必要があるということは、負担となる。地域外の人々が地域まちづくりに関わったり、フットワークよく活動を進めることができるのはメリットであるが、負担が増えるのであれば今の形でもよいという考え方もある。

2 その他

次回は、地域まちづくりの今後の方向性と報告書（案）について議論する。